

今後検討すべき論点について（改）

1 国民投票の投票年齢，選挙年齢等との関係

(1) 前提

- ・ 国民投票法附則第3条の趣旨
 - 国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い，選挙年齢，成年年齢を18歳に引き下げることの検討が求められている。
- ・ 選挙年齢引下げの検討状況（総務省）
- ・ 諸外国の状況
 - 諸外国の多くで，18歳成年制を採用しており，また，選挙年齢と成年年齢を一致させている（参考資料27参照）。
- ・ 若年者の社会参加，自立を促進する必要性

(2) 選挙年齢等との関係

- ・ 憲法は，私法上の未成年者に選挙権を付与することを禁止していないものと考えられ，選挙年齢と成年年齢は理論的には一致する必要はない。
- ・ しかし，社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は，特段の弊害がない限り，一致していることが法制度としてシンプルであり分かりやすいという意見があるが，どのように考えるべきか。

成年年齢は，単に契約年齢，親権に服する年齢を定めているのみならず，実質的に「大人」と「子ども」の年齢を定めているとの指摘もあるが，このことも踏まえると，どのように考えるべきか。

2 民法の観点で考えた場合の成年年齢の引下げの必要性

(1) 契約年齢を引き下げる必要性

成年年齢を引下げ，親から独立した18歳，19歳の者に親の同意なく一人で契約をすることができるようにする必要性についてどのように考えるか（18歳，19歳の者の進学・就労状況についてどのように考えるべきか。）。

また，18歳，19歳の者の多くは，アルバイトを含めて働いており，自ら稼いだ金銭は自らの判断で処分することができるようにすべきとの意見があるが，どのように考えるべきか。

(2) 親権に服する年齢を引き下げる必要性

親権に服する年齢を引き下げる必要性については、親の不当な親権行使から18歳、19歳の子を解放する必要性が指摘されているが、中間報告書どおり、親の不当な親権行使の問題は、親権喪失等で対応すべき問題であるということによいか。

3 成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解消策

(1) 若年者の消費者被害の拡大について

成年年齢を引き下げると、若年者の消費者被害が拡大するおそれがあるという意見がある一方、成年年齢を引き下げても被害の山が18歳に移行するだけであり、被害の総量は変わらないという意見もあるが、どのように考えるべきか。

(2) 自立に困難を抱える若年者がますます困窮するおそれ等について

この点について、中間報告書に付け加えるべき事項はあるか。

(3) 親が扶養義務を負う年齢が18歳に引き下げられるおそれについて

成年年齢が引き下げられても、民法上、親が扶養義務を負う年齢が引き下げられることにはならないものと考えられるが、事実上、離婚の際の養育費の支払義務の終期が18歳となり、子の進学のおそれが奪われるおそれがあるとの意見については、どのように考えるべきか。

(4) 成年年齢を引き下げる場合の環境・条件整備の内容について

ア 消費者被害が拡大しないための施策の充実について

① 消費者保護施策の充実について

未成年者取消権に代わる新たな取消権（解除権）は、少なくとも現行制度と同程度の消費者被害救済手段として設けられる必要があるという意見があるが、どのように考えるべきか。

その他、中間報告書8頁～10頁（第2の4(1)ア）の施策に付け加えるべき事項はないか。

② 消費者関係教育の充実について

消費者関係教育の現状を踏まえ、どのように考えるべきか。

イ 若年者の自立を援助するための施策の充実について

この点については，中間報告書に付け加えるべき事項はあるか。

ウ その他

(5) これらの施策の実現と成年年齢の引下げの時期について

仮に成年年齢の引下げを行う場合，これらの施策の充実と成年年齢の引下げの先後関係についてはどのように考えるべきか。

4 成年年齢を引き下げる場合の年齢等について

仮に成年年齢を引き下げる場合，成年年齢を何歳とすべきか。18歳とする（A案），18歳に達した直後の3月の一定の日（例えば3月31日など）に一斉に成年とする（B案），19歳とする（C案）という考え方があるが，どのように考えるべきか。

5 養子をとることができる年齢について

仮に成年年齢を引き下げるとしても，養子をとることができる年齢については，現状維持とすべきということによいか。

6 婚姻適齢について

婚姻適齢については，仮に成年年齢を引き下げる場合には，男女とも18歳とするといいか。

（注）男女とも18歳を原則としつつ，16歳，17歳の場合であっても，妊娠した場合など特別の事情がある場合には，家庭裁判所の許可を得れば婚姻することができるようにすべきという意見については，成年年齢の引下げと直接関係しないことから，部会意見としては採用しないということによいか。

なお，平成8年2月の法制審議会総会決定（民法の一部を改正する法律案要綱）では，婚姻最低年齢の例外については設けないこととしているが，その理由としては，①一般に低年齢での婚姻については，離婚に至る割合が高いという傾向が窺われること，②法定の婚姻年齢に達しない者であっても例外的に婚姻を認める制度を採用するとすれば，国家機関（例えば，家庭裁判所）が，特定の当事者について，婚姻を認めるに足りる社会的・経済的成熟があることを判断する仕組みが必要になるが，そのような判断のための客観的基準を見いだすのは難しいことなどが挙げられている。

7 その他